

平成24年4月1日  
号外第1号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## ■ 目 次 ■

### 人事委員会規則

○人事委員会規則9-9(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則……………1

## 人事委員会規則

人事委員会規則九一九(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則九一九(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則

規則九一九(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を次のように改正する。

<p>別表第一中</p> <p>「社団法人秋田県観光連盟 社団法人秋田県建設技術センター 社団法人秋田県農業公社 社団法人秋田県林業コンサルタント 財団法人あきた企業活性化センター 財団法人秋田県育英会」</p>	を	<p>「一般社団法人秋田県林業コンサルタント 一般社団法人地方税電子化協議会 社団法人秋田県観光連盟 社団法人秋田県農業公社 公益財団法人あきた企業活性化センター 公益財団法人秋田県体育協会 公益財団法人秋田県ふるさと定住機構 財団法人秋田県育英会 財団法人秋田県建設技術・工業技術試験センター」</p>	に改め、
--	---	--	------

「財団法人秋田県体育協会」及び「財団法人秋田県ふるさと定住機構」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号  
電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)